

# 岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針

(岩倉市子ども・子育て支援事業計画 別冊)

岩 倉 市



## 目 次

1	背景と目的.....	1
2	本書の位置づけと期間.....	2
3	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状.....	2
4	本市における一体型の事業実施のねらい.....	3
5	策定方針.....	4
6	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の量の見込みと確保目標量.....	6
7	実現に向けて.....	10



# 1 背景と目的

「日本再興戦略 2014」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、いわゆる「小 1 の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を策定することが決定し、これを踏まえ、国（文部科学省及び厚生労働省）は、平成 26 年 7 月に「放課後子ども総合プラン」を策定しました。

## 「放課後子ども総合プラン」の趣旨・目的

共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子供教室）の計画的な整備等を進める。

そして、「放課後子ども総合プラン」には、下記に掲げる内容を盛り込んだ市町村行動計画を策定することが示されました。

## 市町村行動計画に盛り込むべき内容 ※

- 1) 放課後児童クラブの平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
- 2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成 31 年度に達成されるべき目標事業量
- 3) 放課後子供教室の平成 31 年度までの整備計画
- 4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
- 5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
- 6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
- 7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等

こうした背景を踏まえ、すべての児童に対して放課後等の居場所を計画的に整備していくことなどを目的に「岩倉市放課後子ども総合プラン検討委員会」を設置し、「岩倉市放課後子ども総合プラン基本方針（以下、「本書」と略すこともあります。）」を策定することとし、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画に位置付けることになりました。

※以下、文中や表中に\*1) や\*2) などの表記がある箇所は、国の「放課後子ども総合プラン」で示されている「市町村行動計画に盛り込むべき内容」に該当する事項を記載している箇所を示しています。

## 2 本書の位置づけと期間

### (1) 本書の位置づけ

本書は、国が平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」に基づく、本市の行動計画（事業計画）としての性格を持ち合わせた基本方針です。

国では、「市町村行動計画の策定にあたっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えない」としています。

そこで、本市では、後者を採用し、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項を定めた本書を、「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」の別冊として策定することにしました。つまり、本書は、「岩倉市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）」の第4章の「4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の「(7) 放課後児童健全育成事業」の部分抜粋・拡充した計画として位置づけられるものです。

### (2) 期間

本書は、平成27年度から平成31年度までを期間としています。

## 3 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状

### (1) 放課後児童クラブの現状

共働き・ひとり親家庭など、下校後に子どもの面倒を十分にみることができない家庭を対象に、家庭に代わって放課後の児童を預かる放課後児童クラブ（学童保育）を児童館で行っています。

本市では、昭和46年という早い時期から地域の要望に応じて放課後児童クラブを実施してきています。安全で充実した放課後を過ごせることを基本に、遊びや生活習慣の指導等、集団生活を通して子どもたちが健やかに育つよう活動しています。

現在は、小学校1年生から4年生を対象（平成26年度までは3年生まで。平成27年度から岩倉東小学校は6年生まで、残りの4小学校については4年生まで拡大）に平日の下校時から午後7時まで事業を実施し、土曜日や夏休み等の長期休業期間中などには、午前8時から午後6時までの時間帯（延長保育は午後7時まで）で事業を実施しています。

### (2) 放課後子ども教室の現状

本市における放課後子ども教室は、学校完全週5日制の導入に際して土曜日の子どもの居場所づくりとして開始し、現在も毎週土曜日の午前（午前9時から正午）に全小学校の体育館・図書室・コンピュータ室を開放する方法で進めています。運営は、1小学校あたり数名の指導員が行っており、定期的にコーディネーターも参加する打ち合わせ会を開催して、運営プログラム等の企画調整を行っています。かつては、多くの子どもで賑わっていましたが、利用者は年々減少し、ここ数年においても利用者数は減少基調にあります。

## 4 本市における一体型の事業実施のねらい

「3 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の現状」を踏まえつつ、本市において、放課後児童クラブと放課後子ども教室とを一体型として実施していくねらいを整理すると次の3点になります。

### ねらい1 一体型による就労形態の多様化や豊かな子どもの遊びへの対応

これまで実施してきた児童館での放課後児童クラブの取組は、留守家庭児童対策として成果を上げてきました。しかし、保護者の就労形態の多様化が進むにつれて、必ずしも対応しきれていない状況も生じてきています。

このような状況の中、より多様な家庭環境に対応するためには、事業の枠組を広げる必要があり、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業を一体的な枠組として考えることが求められます。これにより、保護者の選択肢が増えるとともに、学校と連携した取組をすることで、子どもたちにとっても豊かな居場所を確保することにつながります。

また、子どもたちの遊びの集団を大きくすることにより、すべての児童を対象として充実した学習・体験プログラムを提供することができ、人間関係の形成にも役立つことが期待できます。

### ねらい2 一体型による地域ぐるみの子育て支援の推進

これまで実施してきた児童館での放課後児童クラブの取組においても、母親クラブなど地域の人たちと関わりながらクラブ運営に努めてきましたが、地域の核である学校施設に活動の拠点を移すことで、地域住民の参画や地域の特色を生かしてより多くの人たちとの関係をつくることができます。特に、学校と関わり深い団体との連携を図ることは大きなメリットになり、地域全体で将来を担う子どもたちを育成することにつながります。

また、関わる人の輪が拡大することによって、活動の周知・啓発も容易になると考えられます。

### ねらい3 一体型による子どものより安全な生活環境の向上

小学校施設を利用して放課後児童クラブを実施することは、学校生活の延長となり、子どもたちが気分転換できないので好ましくないという指摘もあります。その一方で、交通事故や子どもを狙った犯罪など近年の子どもを取り巻く社会環境の不安から、小学校施設を活用した方が安心だという声も多く聞かれます。また、障がい児が放課後児童クラブを利用するに際して、小学校から児童館までの移動に支障をきたしているようなケースも生じています。

こうしたことから、学校生活の延長とならないような家庭的な雰囲気づくりに十分配慮をしながら、小学校施設の利用を進めることにより、子どもの生活環境の安全性を高めることを重視することが大切であると考えます。

## 5 策定方針

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量を定め、その確保方策を検討し、その推進を図っていくにあたって、国の「放課後子ども総合プラン」の趣旨や「4 本市における一体型の事業実施のねらい」を踏まえつつ、以下の事項を本書の策定方針として掲げます。

### 方針1 すべての児童を対象にした放課後等の居場所の確保

- 保護者が働いているなどの放課後等における留守家庭児童はもとより、そうでない児童も含むすべての児童の放課後等の居場所を確保することを目標にします。
- このため、対象学年拡大等に伴う放課後児童クラブの需要増に対応します。また、小学校施設を有効活用しながら、放課後児童クラブの利用対象外の児童の放課後対策を図るために、条件が整った小学校区から平日における放課後子ども教室を順次開催していくものとします。

### 方針2 すべての児童が安全・安心に、のびのびと過ごせる放課後等の居場所の確保

- 本市では現在、児童館で放課後児童クラブを実施していますが、より安全・安心に放課後等を過ごすことができるようにするためや、広い空間でのびのびと放課後等を過ごせるようにしていくためには、児童館では限界があります。
- また、放課後児童クラブに通っている児童は、そうでない児童と一緒に放課後等を過ごすことができないために、幅広い人間関係の形成を阻害している面もあります。
- そこで、国が示している「学校施設の徹底的活用」の考え方に準じて、可能な限り学校施設内において放課後児童クラブを実施していく方向に転換していくものとします。
- また、放課後児童クラブと放課後子ども教室を同一の小学校内で実施し、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブを利用している児童も参加できるようにするなど、国が提示している「一体型又は連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施」を進めます。
- これによって、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことで、豊かな人間関係の中で次代を担う人材が育っていくよう努めます。

### 方針3 いつでも誰もが利用できる児童館の実現

- 本市では現在、児童館で放課後児童クラブを実施しているために、平日の放課後は放課後児童クラブの利用が児童館をほぼ占有してしまっているような状況にあります。
- このため、18歳未満の児童の誰もが一人で行っても気軽に過ごすことができるという児童館が持つべき本来的な機能が十分に発揮できていないのが実情です。
- そこで、方針2で示したように、現在児童館で実施している放課後児童クラブを可能な限り学校施設内において実施していく方向に転換していくことによって、多様な子どもたちが利用できるような児童館運営を進めていくものとします。



#### 方針4

#### 子ども目線を重視した放課後等のプログラムの検討・実施

- 本市では、「岩倉市子ども条例」を平成20年に制定しました(平成21年1月1日施行)。その目的は、「すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝」という認識の下、子どもが元気に育つことに喜びを見だし、子どもたちが小さなまちから大きな夢を抱けるよう、子どもの権利を尊重し、本市を子どもにとってやさしいまちにすることにあります。
- また、この条例を具現化するため、平成25年4月に「岩倉市子ども行動計画」を策定しました。
- こうした条例や計画の趣旨を踏まえ、放課後等のプログラムの企画・実施にあたっては、「子どもの意見表明・参加」の機会を設けるなど、「子どもの権利」を尊重していくものとします。これによって、子ども自身が安全・安心を実感でき、本当に楽しいと思えるような放課後等の居場所づくりに努めます。

## 6 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の量の見込みと確保目標量

### (1) 放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量\*1)

#### 量の見込みと確保目標量（平日）

（単位：人）

		将来児童数				将来利用推計(ニーズ量)※			
		H28	H29	H30	H31	H28	H29	H30	H31
量の見込み	1年生	387	395	360	353	99	101	92	90
	2年生	390	380	388	354	97	95	97	89
	3年生	392	387	377	385	84	83	81	82
	4年生	417	387	382	372	64	60	59	57
	5年生	395	414	384	379	13	13	12	12
	6年生	395	395	414	384	13	13	14	13
	計 ①					370	365	355	343
確保目標量	現状の利用可能人数 ②					295	295	295	295
	新たな施設整備による確保人数(累積) ③					20	20	50	70
	計 (②+③)					315	315	345	365
((②+③) - ①)						△55	△50	△10	22

※放課後児童クラブの利用要件にない人を除いています。つまり、利用要件にある人(両親共に平日の放課後に子どもの世話ができない状況にある人/母子又は父子世帯で平日の放課後に子どもの世話ができない状況にある人/父母と子どもが同居していない人)に限定しています。

#### サービスの確保・実施方策\*5)

- 放課後児童クラブで6年生までを受け入れていくこととすると、現在、放課後児童クラブを実施している児童館施設では対応できなくなることが予想されます。
- また、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実現していくためには、小学校施設を有効活用して放課後児童クラブを開設していく必要があります。
- そこで、まずは、平成28年4月の開設を目指して、岩倉南小学校と岩倉東小学校の2小学校区において、小学校の余裕教室の有効活用による放課後児童クラブ施設としての改修・整備を実施します。これによって、岩倉南小学校区の定員を現状の40人から60人に拡大します。また、これに合わせて、岩倉南小学校区における放課後児童クラブの利用対象学年を6年生まで拡大します。
- 残りの3小学校については、児童数が多いため小学校の余裕教室がない状況です。そこで、学校敷地内に専用施設を建設する又は学校施設の改築に合わせた放課後児童クラブの開設について検討・整備を進めることによって、ニーズ量の見込みを満たすサービス量を確保していくものとします。
- 一方、夏休みにおける放課後児童クラブの利用見込み量は、平日の利用者を大きく上回ることが予想されることから、現在、五条川小学校区や岩倉北小学校区で行われているように、他施設を臨時的に利用することによって対応していくものとします。

- また、土曜日や夏休みといった学校休業日の放課後児童クラブの開所時間は、現在は午前8時となっていますが、保護者の要望を踏まえ、保育園と同じ時間である午前7時30分に改善していくものとします。\*7)

**参考図表 1 学年別「夏休みの放課後児童クラブの利用ニーズ」**

(単位：人)

学年	将来児童数				将来利用推計(ニーズ量)※			
	H28	H29	H30	H31	H28	H29	H30	H31
1年生	387	395	360	353	170	173	158	155
2年生	390	380	388	354	171	167	170	155
3年生	392	387	377	385	148	146	143	146
4年生	417	387	382	372	124	115	114	111
5年生	395	414	384	379	66	69	64	63
6年生	395	395	414	384	40	40	41	38
計					719	710	690	668

※平日通年利用者も含む

**参考図表 2 小学校別「夏休みの放課後児童クラブの利用ニーズ」**

(単位：人)

小学校名	将来利用推計(ニーズ量)※			
	H28	H29	H30	H31
岩倉北小学校	264	261	253	245
岩倉南小学校	124	122	119	115
岩倉東小学校	34	34	33	32
五条川小学校	99	98	95	92
曾野小学校	198	195	190	184
計	719	710	690	668

※平日通年利用者も含む

## (2) 放課後子ども教室の量の見込みと確保目標量<sup>\*3)</sup>

### 量の見込みと確保目標量(平日)

(単位：人)

		将来利用推計(ニーズ量)			
		H28	H29	H30	H31
量の見込み	岩倉北小学校	225	223	218	211
	岩倉南小学校	120	119	116	112
	岩倉東小学校	30	30	29	28
	五条川小学校	123	122	119	115
	曾野小学校	218	216	211	204
	計	716	710	693	670
確保目標量	放課後子ども教室の実施小学校数(土曜日)	5か所	5か所	5か所	5か所
	放課後児童クラブとの一体的な放課後子ども教室の実施小学校数(土曜日) <sup>*2)</sup>	試行:2か所	実施:2か所	実施:3か所	実施:4か所
	放課後児童クラブとの連携による放課後子ども教室の実施小学校数(土曜日) <sup>*2)</sup>	試行:3か所	試行:3か所	実施:2か所	実施:1か所
	放課後児童クラブとの一体的な放課後子ども教室の実施小学校数(平日) <sup>*2)</sup>	0か所	試行:2か所	試行:3か所	実施:2か所 試行:2か所

参考図表3 小学校別「放課後児童クラブ利用希望者を除いた放課後子ども教室の利用ニーズ(平日)」

(単位：人)

小学校名	将来利用推計(ニーズ量)			
	H28	H29	H30	H31
岩倉北小学校	92	92	90	87
岩倉南小学校	62	62	61	59
岩倉東小学校	6	6	6	6
五条川小学校	75	74	73	70
曾野小学校	111	111	109	105
計	346	345	339	327

### サービスの確保方策<sup>\*4)5)</sup>

- 現在、全小学校で土曜日に開催している放課後子ども教室については、これまでの経過や現在のスタッフ体制の状況を考えると、平日開催の拡大や開催内容の大幅な充実を図っていくことは現実的ではないと考えられます。そこで当面は、放課後児童クラ

ブとの緩やかな連携・一体化を模索しながら、段階的に放課後児童クラブとの一体的な放課後子ども教室の開催について検討を進めていくものとします。

- 具体的には、平成 28 年度に学校施設内で放課後児童クラブを実施する岩倉東小学校と岩倉南小学校では、土曜日の午前中における放課後児童クラブと一体型の放課後子ども教室を試行的に実施し、実施段階への移行を目指します。
- また、残りの 3 小学校（岩倉北小学校、五条川小学校、曾野小学校）については、平成 28 年度は、土曜日の午前中における放課後児童クラブと連携型の放課後子ども教室の行事を年数回、試行的に実施します。
- 一方、平日における放課後児童クラブと放課後子ども教室との一体型ないしは連携型の総合的な放課後児童対策については、まずは、岩倉東小学校と岩倉南小学校において、平成 29 年度から試行的に実施し、実施段階への移行を目指します。

## 7 実現に向けて

### (1) 庁内推進体制の構築<sup>\*6)</sup>

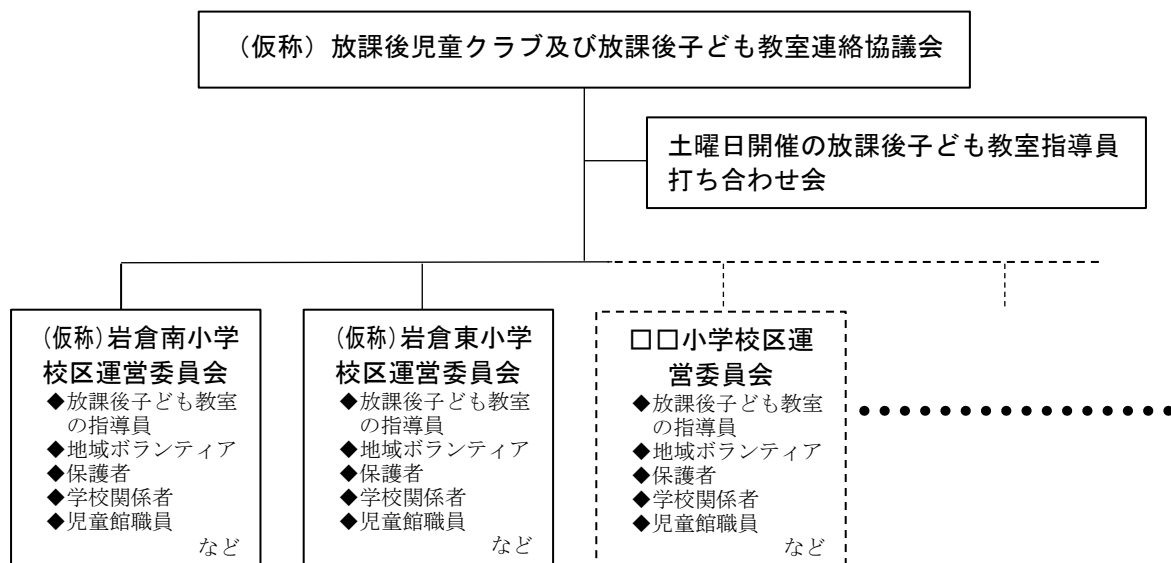
これまで、放課後児童クラブ（所管：福祉部）と放課後子ども教室（所管：教育部）とは、2つの部でそれぞれ実施してきましたが、機構改革を行い、平成27年度からは教育こども未来部が両事業を所管することになり、一体的又は連携して両事業を推進する庁内体制は既に構築されています。

今後は、教育こども未来部内での情報共有と具体的方策等の検討を進めます。

### (2) 事業の推進体制<sup>\*4)5)</sup>

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的又は連携による実施を図るため、小学校区ごとに、放課後児童クラブを運営する児童館職員や放課後子ども教室の指導員、地域ボランティア、保護者、学校関係者等を構成メンバーとした「(仮称)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室運営委員会」を設置します。そして、小学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブや平日における放課後子ども教室の開設に向けた検討とその運営方法等に関する協議・調整を行います。また、開設後には、放課後子ども教室が実施する共通の体験活動プログラムの内容や実施方法等の企画・検討を定期的に行うものとします。

また、各小学校で実施する体験活動プログラムの成果や課題の共有を行い、よりよい事業運営を全市的に展開していくための改善方策を検討・協議するために、放課後子ども教室（土曜開催）の指導員やコーディネーターで定期的に行っている打ち合わせ会を母体にして、各小学校区の「運営委員会」の代表者、市等を構成メンバーとして加えた「(仮称)放課後児童クラブ及び放課後子ども教室連絡協議会」を設置するものとします。



### (3) 事業計画の進行管理

本書（基本方針）で定めた事項を的確に推進するため、「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」の一環で本基本方針の進行管理を実施します。

具体的には、庁内関係各課において毎年度施策の進捗状況を調査・把握します。そして、「岩倉市子ども・子育て会議」において、その進捗状況等を点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて取組の見直しや改善を図っていくものとします。

